

## 市立函館病院高等看護学院学則施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、市立函館病院高等看護学院学則（平成18年病院局規程第29号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、市立函館病院高等看護学院（以下「学院」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 学院長は、入学した者に身分証明書を交付する。

2 学生は、身分証明書を携帯しなければならない。

(保証人)

第3条 学則第12条ただし書きに規定する父母が保証人となることが困難であると認められる場合にこれに代わる者とは、次の各号に定める者とする。

(1) 3親等以内の親族

(2) 前号に該当する保証人が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者

(転入学の手続きおよび許可)

第4条 学則第13条第1項に該当して学院への転入学を希望する者は、転入学願に次の書類を添付し、学院長に提出しなければならない。

(1) 在学する学校または養成所の転学許可証

(2) 在学する学校または養成所の単位取得証明書または成績証明書

(3) 在学する学校または養成所の履修内容を示す書類

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する者であることを確認できる書類

(5) その他学院長が必要と認める書類

2 学院長は、次の条件を満たす場合には、転入学を許可することができる。

(1) 転入学を希望する者の教育計画、学科および臨地実習の進捗が同程度であること。

(2) 学院の学級に欠員があること。

(3) 転入学試験（入学試験に準ずる筆記試験および面接試験）を行い、当該年次における入学試験合格点相当以上の点数であること。

3 転入学の許可は、転入学許可証を交付して行う。

4 転入学を許可された者は、学則第11条に規定する書類、その他学院長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(大学卒業者等の既修得単位の認定)

第4条の2 学則第15条第2項に規定する大学卒業者等の既修得単位の認定を受けようとする者は、学院長が別に定める取扱いに基づき所定の期間内に必要書類を添えて申請することができる。

(授業)

第5条 授業は、9時に開始し、16時10分に終了する。ただし、臨地実習においては、この限りでない。

2 講義および演習（以下「講義・演習」という。）における1時限当たりの時間は90分とする。ただし、45分の講義・演習を行うことがある。

3 各時限の開始および終了時刻は、次のとおりとする。

時限	開始・終了時刻
1	9:00-10:30
2	10:40-12:10
3	13:00-14:30
4	14:40-16:10

4 1教科の講義・演習は、90分をもって、授業時間2時間に相当するものとみなし、45分をもって、1時間に相当するものとみなす。

5 臨地実習は、45分をもって、1時間に相当するものとみなす。

6 学院長が必要と認めたときは、授業の時間を変更することができる。

(欠席、欠課、遅刻、早退)

第6条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 欠席・・・授業日において、全日出席しなかった場合

(2) 欠課・・・特定の講義・演習において、授業時間内に20分以上の不在の場合

(3) 遅刻・・・特定の講義・演習において、授業開始後に20分未満の不在の場合

(4) 早退・・・特定の講義・演習において、授業終了前に20分未満の不在の場合

(5) 前各号の規定は、90分の講義・演習に適用するものとし、45分の講義・演習の場合は、「20分」とあるのは「10分」と読み替えるものとする。

2 欠課1回は、授業時間2時間分に相当するものとして取り扱う。ただし、講義・演習の時間が45分であった場合の欠課は、授業時間1時間分に相当するものとする。

3 臨地実習における、遅刻、早退および欠課の基準ならびに取扱いについては、別に定めるものとする。

4 欠席、欠課について、学院長が必要と認めた場合は、学院長の指示による補習を受けなければならない。

5 学生は、欠席、欠課、遅刻、早退をするときは、必ず学院長に届出をしなければならない。ただし、緊急の場合は電話等で連絡をした後速やかに届を提出するものとする。

6 負傷または疾病のため引き続き7日以上欠席する場合は、欠席届に医師の診断書を添付しなければならない。

(公認欠席)

第7条 次の各号に掲げる災害その他特別の事由があるときは、所定の手続きにより公認欠席として認められる場合がある。ただし、当該各号に定める日数を学則第16条第1項に規定する単位修得の認定の際には、各授業科目の出席状況の判定において欠席日数に算入するが、時間未認定となった場合は補習を受けることができる。

(1) 親族が死亡したとき

ア 配偶者または1親等の親族 7日以内

イ 2親等の親族 3日以内

ウ 3親等の親族 1日

エ 遠隔地に赴く必要がある場合 その往復に要する日数

(2) 地震、水害、火災その他の災害もしくは交通機関の事故等により通学することが著しく困難であると認められるとき 学院長が必要と認めた日数

(3) 入学試験および就職試験を受験するとき 学院長が必要と認めた日数

(4) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定により出席停止の指示をしたとき 学院長が出席停止を命じた日数

(5) 前各号に掲げるもののほか、学院長が特別の事情があると認めたとき 学院長が認めた日数

2 前項第1号から第3号に該当して欠席する場合は、その事実を証明する書類等を提出しなければならない。

(休学の手続きおよび許可)

第8条 学則第17条第1項に該当する場合は、休学願を学院長に提出し、許可を受けなければならない。

2 休学の許可は、休学許可書を交付して行う。

3 学則第17条第2項に該当し、当該学生に休学を命ずる場合は、休学命令通知書を交付する。

(復学の手続きおよび許可)

第9条 学則第18条に該当する場合は、復学願を学院長に提出し、許可を受けなければならない。

2 復学の許可は、復学許可書を交付して行う。

(退学の手続きおよび許可)

第10条 学則第19条に該当する場合は、退学願を学院長に提出し、許可を受けなければならない。

2 退学の許可は、退学許可書を交付して行う。

(除籍の手続き)

第11条 学則第19条の2に該当し、当該学生を除籍する場合は、除籍通知書を交付する。

2 除籍の手続きについては、別に定める。

(健康診断)

第12条 学則第25条に規定する健康診断については、別に定める。

(諸会議の運営)

第13条 学則第28条の規定に基づき、学院に次の会議を置く。

- (1) 運営会議
- (2) 教務会議
- (3) カリキュラム会議
- (4) 自己点検自己評価会議
- (5) 進級判定会議
- (6) 卒業判定会議
- (7) 入学試験会議
- (8) 経営会議
- (9) 外部委員会
- (10) 学校関係者評価委員会

2 前項各号の会議の運営に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

(補則)

第14条 この細則に定めるもののほか、学院の運営に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。